

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月7日

【会社名】 株式会社LIXILグループ

【英訳名】 LIXIL Group Corporation

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 藤森 義明

【本店の所在の場所】 東京都江東区大島二丁目1番1号

【電話番号】 03(3638)9300 (代表)

【事務連絡者氏名】 制度連結部長 奥山 孝一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビルディング36階

【電話番号】 03(6268)8808 (代表)

【事務連絡者氏名】 制度連結部長 奥山 孝一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 1,671,660,000円  
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の  
合計額を合算した金額) 11,381,940,000円

(注) 1. 本募集は平成26年5月7日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 発行価額の総額及び新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年4月30日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	33,300個
発行価額の総額	1,671,660,000円 (注)平成26年4月30日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	<p>発行価格は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとしたします。</p> $C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格(C)  株価(S)：平成26年5月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)  行使価格(X)：割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額  予想残存期間(T)：4.5年  株価変動性( )：4.5年間(平成21年11月23日から平成26年5月23日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率  無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率  配当利回り(q)：1株当たりの配当金(平成25年3月期末及び平成25年9月中間期の実績配当金)÷上記 に定める株価  標準正規分布の累積分布関数(N(・))</p> (注)平成26年5月23日に確定する予定であります。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年5月16日から平成26年5月22日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社LIXILグループ 人事総務部又はその時々における当該業務担当部署
払込期日	平成26年5月23日
割当日	平成26年5月23日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行東京中央支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

(注)1. 本新株予約権証券は、平成26年5月7日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものいたします。

3. 本新株予約権の募集はストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して割り当てられるものであります。
4. 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株 予約権数
当社の取締役、執行役 1	20名	11,140個
当社の従業員 1	8名	1,640個
当社の子会社の取締役及び従業員 1、2	103名	20,520個
合 計	131名	33,300個

- 1 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合、主要な役職により記載しております。
  - 2 当社子会社(株式会社LIXIL、株式会社LIXILピバ、株式会社LIXIL住宅研究所、株式会社川島織物セルコン、ハイビック株式会社、LIXILグループファイナンス株式会社、株式会社LIXILリアルティ)、当社孫会社(株式会社LIXILトータルサービス、ジャパンホームシールド株式会社、株式会社LIXILトーヨーサッシ商事、株式会社LIXIL鈴木シャッター、Gテリア株式会社、サンウエーブキッチンテクノ株式会社)、当社ひ孫会社(株式会社LIXILトータル販売、株式会社日本住宅保証検査機構)を対象会社といたします。
5. なお、上記4以外に、本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株 予約権数
当社の子会社の取締役及び従業員 1、2	19名	3,320個
合 計	19名	3,320個

- 1 当該割当てに関しては、臨時報告書を本有価証券届出書提出日と同日に提出しております。
- 2 当社子会社(株式会社LIXILの海外支店)、当社孫会社(Permasteelisa S.p.A.、ASD Americas Holding Corp.)を対象会社といたします。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(第7回) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	3,330,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株といたします。ただし、付与株式数は(注)1.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額といたします。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。ただし、行使価額は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	11,381,940,000円(注) (注)平成26年4月30日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を付与株式数で除した額といたします。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
新株予約権の行使期間	平成28年5月24日から平成33年5月23日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社LIXILグループ人事総務部又はその時々における当該業務担当部署 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行東京中央支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものといたします。 2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによるものとします。
自己新株予約権の取得の自由及び取得の条件	以下の、 又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式といたします。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定いたします。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定いたします。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定いたします。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定いたします。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2.(2)の規定を準用するものいたします。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものいたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

2. 行使価額の調整

(1)割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)といたします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入いたします。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数といたします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによるものいたします。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用いたします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用いたします。

(3)上記(1) 及び に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものといたします。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

### 3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1)新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものといたします。

(2)上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものといたします。

### 4. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1)新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。

(2)当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行います。

### 5. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。

### 6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的である株式については、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用があります。

### 7. 発行可能株式総数

1,300,000,000株

### 8. 株主名簿管理人の名称及び住所並びに営業所

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

営業所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
11,381,940,000	1,228,000	11,380,712,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成26年4月30日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社は各新株予約権者に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬債権をもって払込みと相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額1,671,660,000円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点において払込みの金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定することといたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第71期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)平成25年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第72期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第72期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)平成25年11月12日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第72期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)平成26年2月7日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月17日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成25年10月9日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月29日に関東財務局長に提出

#### 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月3日に関東財務局長に提出

#### 10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月7日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年5月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社L I X I Lグループ 本店  
(東京都江東区大島二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。